

鳥取市湯谷荘の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第90号）新旧対照表 第9条関係

改正後				改正前			
○鳥取市湯谷荘の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第90号 第1条～第16条（略） 別表（第8条関係）				○鳥取市湯谷荘の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第90号 第1条～第16条（略） 別表（第8条関係）			
区分		金額		区分		金額	
研修室	市民	1時間につき100円		研修室	市民	1時間につき100円	
	上記以外の者	1時間につき200円			上記以外の者	1時間につき200円	
浴室	高齢者等	市民	1人1回につき200円	浴室	高齢者等	市民	1人1回につき200円
			回数券（11回分）2,000円				回数券（11回分）2,000円
		上記以外の者	1人1回につき470円			上記以外の者	1人1回につき460円
		回数券（11回分）4,700円		回数券（11回分）4,600円			
	一般	市民	1人1回につき370円	一般	市民	1人1回につき360円	
			回数券（11回分）3,700円			回数券（11回分）3,600円	
上記以外の者		1人1回につき470円	上記以外の者		1人1回につき460円		
	回数券（11回分）4,700円		回数券（11回分）4,600円				
小学生	市民	1人1回につき120円	小学生	市民	1人1回につき120円		
		回数券（11回分）1,200円			回数券（11回分）1,200円		
	上記以外の者	1人1回につき230円	上記以外の者	1人1回につき230円			
		回数券（11回分）2,300円		回数券（11回分）2,300円			

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 研修室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 3 「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又障害福祉サービス受給者証の所持者

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 研修室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 3 「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又障害福祉サービス受給者証の所持者